

農業農村整備事業における

景観配慮の手引き



農林水産省

はじめに

平成 13 年度の土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、平成 15 年度に農村景観の保全、形成について今後の施策の展開方向を示した「水とみどりの『美の里』プラン 21」を策定するなど、個性ある魅力的な農山漁村づくりに向けた取組を進めてきました。

また、平成 16 年度には、地方自治体における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を受けて、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図ることを目的として「景観法」が制定されました。

その一方で、これまで景観に関する研究は、都市計画や建築工学、造園学の分野で数多く手掛けられてきましたが、農村景観を対象とした景観の保全、形成の理念や配慮の考え方などについては体系的に取りまとめられたことがありませんでした。

こうしたことから、農村景観の状況や美しさのとらえ方など農村景観を理解するための基本的な事項と、農業農村整備事業において景観配慮を適切に行っていくために必要な調査、計画、設計等の考え方を取りまとめることを目的として、技術小委員会（食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会）において検討を行い、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き（景観配慮の手引き）」が策定されました。

今後、この景観配慮の手引きを国営事業等の計画・実施や市町村における「田園環境整備マスタープラン」の作成・見直しに活用し、地域住民の参加のもと、農村景観に配慮した事業を全国で展開していきたいと考えております。

最後になりましたが、本書の刊行に当たり、多大なるご尽力をいただきました技術小委員会の委員の皆様や専門的な見地から貴重なご意見をいただきました関係者の方々に、深く感謝を申し上げます。

平成 19 年 6 月

農林水産省農村振興局企画部
事業計画課長 角田 豊

目 次

第1章 手引きの目的	1
1. 1 農村景観の保全、形成が求められている背景	1
1. 2 手引きの目的	3
第2章 農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向	6
2. 1 多様な美しさで構成される農村景観	6
2. 2 農村景観を形成する要素と「水」と「土」が果たしてきた役割	8
2. 3 農村景観の課題	10
2. 4 農村景観への配慮の展開方向	11
2. 4. 1 農村景観の保全、形成の取組	11
2. 4. 2 農業農村整備における景観への配慮の展開方向	12
第3章 農村景観の保全、形成の基本的な考え方	14
3. 1 農村景観の美しさをとらえる視点	14
3. 2 景観のとらえ方	18
3. 2. 1 景観における「図」と「地」の把握	18
3. 2. 2 景観の概念を成り立たせる「視点」と「視対象」	20
3. 2. 3 景観をとらえる視点	22
3. 2. 4 景観特性のとらえ方	24
3. 3 景観配慮対策の考え方	26
3. 3. 1 景観配慮の基本原則	26
3. 3. 2 景観調和の方針	28
3. 3. 3 景観設計の要素	30
第4章 景観配慮対策の進め方	34
4. 1 景観配慮対策の進め方	34
4. 2 住民参加による景観配慮の取組	38
4. 3 景観配慮の取組姿勢	40
第5章 調査	44
5. 1 調査の進め方	44
5. 2 基礎調査	46
5. 2. 1 基礎調査の方法	46
5. 2. 2 地域景観特性の把握	48

5. 3 詳細調査	50
5. 3. 1 詳細調査の方法	50
5. 3. 2 景観特性の把握	52
第6章 計画	59
6. 1 計画の進め方	59
6. 2 基本構想	61
6. 2. 1 景観保全目標	61
6. 2. 2 景観に配慮する区域と各区域における景観配慮の方向性	65
6. 2. 3 基本構想の取りまとめ	66
6. 3 景観配慮計画	68
6. 3. 1 計画範囲と視点場の設定	68
6. 3. 2 景観への影響の検討	70
6. 3. 3 景観配慮方針の検討	71
6. 3. 4 景観配慮計画の取りまとめ	79
第7章 設計、施工及び維持管理	82
7. 1 設計の進め方	82
7. 2 景観設計	85
7. 2. 1 景観設計の検討	85
7. 2. 2 景観設計案の作成	103
7. 3 景観設計案の比較検討と最終案への合意形成	104
7. 4 施工及び維持管理	106
用語集	109
引用文献・参考文献	115
検討の経緯	117
参考資料	119

～本手引きに掲載されている【参考資料】、【コラム】、【参考文献】について～

【参考資料】は、本手引きの内容を理解する上で役立つ具体的な内容や知見を示したものである。

【コラム】は、本手引きの内容を理解する上で有用な、関連事項について示したものである。

【参考文献】は、本文、参考資料、コラムにおいて引用した文献の他、手引きの作成に当たり、参考とした文献及び景観との調和への配慮を進める上で有用な文献を各章ごとに記載した。

第1章 手引きの目的

1. 1 農村景観の保全、形成が求められている背景

我が国の歴史、文化は、二千年に及ぶ稲作を背景として成立してきたことから、水田を基調とする農村景観は、日本人の原風景となっている。また、農村では、水田等の農地や、二次林である雑木林や鎮守の森、用水路、ため池といった二次的な自然が有機的に連携し多様な生態系や良好な景観が形成されてきたといえる。

近年では、こうした豊かな自然と農業、伝統的な農村文化など農村の持つ魅力が再認識され、農村に対する期待が高まりつつあることから、農村景観の保全、形成を進めていくことが重要な課題となっている。

このため、農業農村整備事業の実施において、国民的な視点に立ち農村景観の保全、形成を推進する必要がある。

【解説】

1. 日本人の原風景としての農村景観

我が国において、農村集落は水の確保など生活の利便性や外敵の侵入、洪水に対する安全性などから、里山の麓や水の辺において発達し、水田の開発が進むに従い平野部全域に形成されてきた。我が国の歴史、文化は、こうした二千年に及ぶ水田開発と稲作を背景として成立してきたことから、水田を基調とする農村景観は日本人の原風景となっている。

また、農村では、水田等の農地や、二次林である雑木林や鎮守の森、用水路、ため池といった二次的な自然が有機的に連携し多様な生態系や良好な景観が形成されてきたといえる。このような農村景観を特徴づけている里地里山の二次的自然は、新・生物多様性国家戦略^{*1}においてとらえられているように、生物多様性を確保する上でも極めて重要となっている。

明治時代には、日本を訪れたイザベラ・バードが、当時の日本の農村の様子について、旅行記の中で、豊かな美しい田園風景を「アジアのアルカディア（桃源郷）」として記し、海外に紹介している。

2. 農村景観の変貌と危機

経済の高度成長を通じて、都市化、混住化による土地利用や水利用の秩序の混乱、過疎化、高齢化による農業と農村活力の低下、商品の流通の広域化や規格化などによる地域の個性の喪失や画一化が進み、日本の農村景観は悪化してきた。

また、我が国では、一般的に土地は個人の財産として強く認識され、基本的に土地の空間的な利用は自由であるべきという考え方や景観の管理は行政（公）が担うべき課題であるという意識があることから、こうした農村景観の悪化に対して、農家や地域住民は無関心でいたり、あるいは個人として無力感を抱いている状況がある。

3. 農村に対する国民の期待の高まり

近年、経済社会の成熟に伴い国民の価値観が変化し、ヨーロッパにおいて見られるように、ゆとりや安らぎを求め、社会として環境を重視する気運が高まりつつある。

また、国民の間では、豊かな自然と農業、伝統的な農村文化を有する農村の魅力が再認識され始めている。具体的には、

- ① 農村の二次的な自然が、生物の多様性を確保していることを人々が認識し始めていること
- ② 古民家の再生がブームになったり、自然と共生する生活に関心を持ち、農村へのU・J・Iターンが増加するなど、農村生活に対して憧れや期待を抱く人々が増加していること
- ③ 食の安全、安心の観点から、食料生産の場としての農村における環境の保全が重視されていること

に見られるように、農村の持つ様々な役割に対する期待が高まっていることから、国民的な視点に立ち、農業農村整備事業の実施において、農村の魅力を視覚的に表す農村景観の保全、形成を推進する必要がある。

コラム：外国人がみた幕末、明治の日本の農村風景

幕末の駐日英国公使であったオールコック（1809～1897）や明治時代に旅行家として日本を訪れたイザベラ・バード（1831～1904）などは、豊かな農村の美しい田園風景を海外に紹介した。

こんどは、りっぱな、背が高く曲がりくねったスギの垣根だ。他方、わらぶきの家の入り口のうえには、フジの木が、あくことのない欲望をいだいて、その遠大な腕をひろげ、春ともなれば紫色の花の豪華な房でおおわれる。小さな村落や農家が絵のように美しい一種の混沌のうちに点在している。それらは、概して谷間や丘のふもとと木立のなかにある。そこには、スギ、タケ、シュロなどがはえており、いささかスイスの羊飼いの山小屋になてないこともない住居に東洋的な特徴をつけ加えている。

～オールコック「大君の都（中）－幕末日本滞在記－」岩波書店岩波文庫より～

米沢平野は、南に繁栄する米沢の町があり、北には湯治客の多い温泉場の赤湯があり、まったくエデンの園である。「鋤で耕したというより鉛筆で描いたように」美しい。米、綿、とうもろこし、煙草、麻、藍、大豆、茄子、くるみ、水瓜、きゅうり、柿、杏、ざくろを豊富に栽培している。実り豊かに微笑する大地であり、アジアのアルカディア（桃源郷）である。自力で栄えるこの豊沃な大地は、すべて、それを耕作している人々の所有するところのものである。彼らは、葡萄、いちじく、ざくろの木の下に住み、圧迫の無い自由な暮らしをしている。

美しさ、勤勉、安楽さに満ちた魅力的な地域である。山に囲まれ、明るく輝く松川に灌漑されている。どこを見渡しても豊かで美しい農村である。彫刻を施した梁と重々しい瓦葺きの屋根のある大きな家が、それぞれ自分の屋敷内に建っており、柿やざくろの木の間に見えかくれする。

～イザベラ・バード「日本奥地紀行」平凡社東洋文庫より～

* 1 新・生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき作成された、生物の多様性と持続可能な利用を目的とした国家戦略。平成14年3月に閣議決定。この中で、里地里山の状況については、生物多様性の危機の構造として、①人間活動ないし開発が直接もたらす危機、②自然に対する人為の働きかけが縮小、撤退することによる里地里山の荒廃等の危機、③移入種等による生態系の攪乱による危機、の三つのうちの一つとした上で、里地里山の二次的自然環境の保全が重要であるとしている。

1.2 手引きの目的

「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」（以下、「手引き」という）では、農村景観の現状や美しさのとらえ方など、農村景観を理解し、保全、形成するための基本的な事項を取りまとめる。その上で、農村地域の水、土、環境を対象として扱う農業農村整備事業の実施に当たり、地域において農村景観を保全、形成するための基本構想など農地及び農業水利施設等の景観設計を行うために必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにするものとする。

【解説】

1. 取組の経緯

平成13年度に改正された土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）において、土地改良事業の実施に際し、「環境との調和への配慮」が原則化された。これを受けて、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」を制定したところである。

また、平成15年度には、個性ある魅力的な農山漁村づくりのため、「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定し、今後の施策の展開方向を示すとともに、農業農村整備事業の実施に当たり、景観との調和への配慮を原則化している。

さらに、平成16年度には、地方自治体における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を踏まえ、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制などを盛り込んだ、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）が制定されている。

こうした動きを踏まえ、農業農村整備事業においても景観との調和への配慮を推進する必要がある。

2. 目的

(1) 地域における農村景観の保全、形成に向けた取組の促進

農村景観の保全、形成は、これまでも観光の振興や歴史、文化の保全活動の一環として一部の地域では取り組まれてきているが、今後は、広く農村地域を対象とした国民運動として加速していく必要がある。このため、手引きでは、日本の農村景観の現状や美しさのとらえ方など農村景観を理解し、保全、形成するために必要な事項を「美の里づくりガイドライン」*1を踏まえて取りまとめる。

(2) 農業農村整備事業における環境との調和への配慮の推進

農村景観は、自然や地形を景観の土台として、土地利用、施設や植栽などから構成されている。農村地域の景観を特徴づけるのは、農業の持続的な営みとともに「水」と「土」により形成されてきた二次的自然である。

このため、こうした農村地域の水、土、環境を対象として扱う農業農村整備事業の実施に当たっては、農村景観の保全、形成を適切に行っていくための配慮が必要であり、手引きでは、こうした取組を推進するための調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにする。

3. 活用方法

手引きは、農地、農業水利施設等（以下「整備対象」という）の整備に当たり、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理を進めるための参考資料である。

また、農業農村整備事業の計画に当たり、国営事業実施地区等においては「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」*²の策定、市町村においては「田園環境整備マスタープラン」*³及び「農村環境計画」*⁴の策定、見直しなどを行うために活用することが考えられる。

さらに、農村景観の保全、形成に向け、地方自治体が幅広い観点からの総合的な取組を行うに当たり、農村景観に関する基本的な考え方を整理するための参考資料として活用することなどが考えられる。

—手引きにおける「農村景観」の意味—

一般的に「景観とは人間を取りまく環境のながめにほかならない」（中村良夫「土木工学大系 13」（1977））とされていることから、手引きにおいて、「農村景観」は、山や川などの自然・地形、農地、林野、水辺、宅地などの土地利用及び施設・植栽など、人間を取りまく環境を視覚的にとらえたものとする。

これは、風景が主観的、感覚的にとらえた眺めであることに対して、景観は客観的な物質の状態であるとする考え方もあることから、手引きの内容を正確に理解するために、農村景観の意味するところを明確にすることとしたものである。

* 1 「美の里づくりガイドライン」

「水とみどりの『美の里』プラン 21」を踏まえ、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援するために、その基本的な考え方と進め方を取りまとめた解説書。

* 2 「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」

国営事業実施地区における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮方策を取りまとめた計画。

* 3 「田園環境整備マスタープラン」

市町村が策定する農村地域の環境の保全、形成に関する基本計画。田園環境整備マスタープランの作成は、農業農村整備事業を実施するための要件の一つ。

* 4 「農村環境計画」

都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施のための基本構想。

【引用文献】

- オールコック、(山口光朔翻訳)、『大君の都 (中) 一幕末日本滞在記』、岩波書店岩波文庫、1978
- イザベラ・バード、(高梨健吉翻訳)、『日本奥地紀行』、平凡社東洋文庫、2002
- 中村良夫編著、『土木工学大系 13 景観論』、彰国社、1977

【参考文献】

- 中村良夫、『風景学入門』、中公新書、1982
- 中村良夫、『風景学・実践編ー風景を目ききするー』、中公新書、2001
- 美の里づくりガイドライン編集委員会、『美の里づくりガイドライン』、農林水産省農村振興局、2004

第2章 農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向

2. 1 多様な美しさで構成される農村景観

農村では、人間と自然が共生する二次的な自然を基礎として、農業生産活動、人々の生活、地域の歴史、文化が調和した独自の景観が形成されている。

こうした農村景観は、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持、向上されることにより保全される。

【解説】

農村では、農業生産活動と農村に暮らす人々の生活が織りなす農村景観や人間と自然が共生する二次的な自然がもたらす農村景観、地域の歴史、文化の継承がもたらした農村景観、また、農業、二次的自然、農村生活、伝統、文化が凝縮された農村景観など、自然景観や都市景観に対して、特徴ある景観が形成されている。

こうした農村景観は、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持、向上されることにより保全される。



農業と農村の生活が織りなす農村景観

島嶼部では狭小な空間を有効に活用するために、地形にうまく適合した農地利用と集落立地になっている。緩やかな勾配に合わせて畑地が造成され、集落は農道沿いの平坦部に立地するパッチワーク状の景観を形成している。農業と地域生活が溶け合った、生活感溢れる農村景観になっている。

(沖縄県伊江村)



二次的な自然がもたらす農村景観

農業を営むことで維持される自然は、多様な動植物の生育、生息環境を育み、地域の豊かな個性となり農村景観を形成している。

(兵庫県豊岡市)



歴史、文化の継承がもたらした農村景観

はざ掛けの景観は、古くから農家に受け継がれてきた稲干しの技であるが、今では地域の代名詞ともいえるべき風物詩となっている。それぞれの地方において、長い歴史の中で培われてきた地域ならではの生活の知恵が、地域固有の農村景観を形成している。

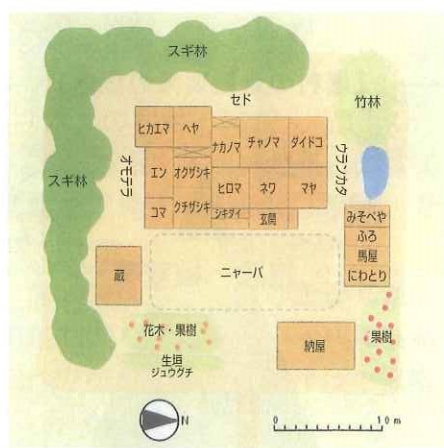
(新潟県新潟市)

農業、自然、生活、文化が凝縮された農村景観

河川の氾濫原である扇状地において、洪水に対する安全性を確保するため、微高地を選んで住居を構え、その周囲を水田として開拓を進めたことから、散居村が形成された。

個々の農家は、季節風に対する備えと営農や農村生活に必要な資材、燃料（杉の葉）の確保のため、伝統的な農家住宅の周囲に、里山の役割を果たす杉、竹、広葉樹などの厚い屋敷林を配している。

また、庭には、薬草や果樹などを植え、病気や飢饉に備えるとともに、かんがい用水を引き入れ、池をつくり生活用水を確保してきた。



散居村の代表的な農家住宅の構造

こうした特徴を持つ散居村では、水田は、洪水の調節機能や地下水の涵養機能などの多面的機能を持ち、農家住宅の屋敷林や池は、ビオトープとしての役割を果たすなど、水田農業との連携により自然循環型の生活が営まれ、美しい農村景観が形成されている。

『田園空間整備事業となみ野地区 田園空間整備実施計画書』より引用



富山県砺波平野の散居村



地域の代表的な建築様式である「あずま建ち」



散居村における自然循環型の生活

コラム：農村の美しさ

農村の美しさは、農村景観の美しさのみならず、緑の香りや水、土の感触、野鳥のさえずりや虫の声、風の音など五感で感じる要素と地域の伝統文化である豊穰祭など人文的な地域活動が一体となって醸成される。

このため、農村景観の美しさと併せて、これらの要素についても配慮することが重要である。特に、近年では、音の風景を意味する「サウンドスケープ」*1という概念も広がりつつある。

* 1 「サウンドスケープ」

「サウンドスケープ (Soundscape)」という言葉は、「サウンド」と、「～の眺め／景」を意味する接尾語「スケープ (-scape)」とを複合させたもので、カナダの現代音楽作曲家、音楽教育家R. マリー・シェーファー (R. Murray. Schafer) により 1960 年代末に提唱されたもの。(日本サウンドスケープ協会HPより)

第3章 農村景観の保全、形成の基本的な考え方

3. 1 農村景観の美しさをとらえる視点

農村景観は、農業の生産と農村の活力が持続されることにより保全、形成されている。また、その美しさは、農村に必要な機能を備えた上で、農村の景観を構成する要素が造形的に調和することにより、発現されるものと考えられる。

【解説】

1. 農村景観の美しさの発現

農村は、人間が生きるために必要な食料を生産し生活を営む空間であり、また、多様な生態系を育む二次的自然が形成されてきた空間である。このため、「生きる」という視点から農村の美しさを考えることが重要である。

生きるために必要な農村の機能には、人間の生存に必要な機能と快適に生きるための機能があり、美しい農村にはこれらの機能が備わっている必要があると考えられる。

また、農村では、地域の素材を効率よく農業生産や集落形成に活かした結果、調和と統一感のある景観が形成されてきた。このように形成された農村は、現代的な価値観からとらえた場合、造形的な美しさを持つ空間として評価されている。

こうしたことから、農村景観の美しさは、人間が生存し、快適に生きるための機能を備えた上で、農村景観を構成する要素が造形的に調和することにより、発現されるものと考えられる。

2. 農村に必要な機能を備えた空間としての農村景観

(1) 農村に必要な機能

① 人間の生存に必要な機能*¹

人間が環境から美的な満足感を受け取るのは、その環境が生息するのに適した場所であることを象徴的に表現している場合であると考えられる。

このため、農村には、「適切な食料の生産」や「生物の多様性の保全」、「安全性の確保」、「眺望の良さ」など、人間が生存するための環境として、生態的、生理的な望ましさを象徴する機能が備わっていることが必要である。

② 快適に生きるための機能

農村景観を眺める場合、生存するために適切な環境であるかどうかを評価するとともに、現代社会では、より人間らしく生きるという視点から、快適性や利便性も評価し、快適に生きることのできる生活空間、生活様式を連想させる景観を美しいと感じると考えられる。

このため、美しい農村には、地域の社会、経済的な状況や伝統的文化に基づき、「農業や農村住民にとっての経済的、機能的な合理性」や「農村生活の歴史性、文化性」などの住みやすさ（アメニティ）*²が備わっていることが必要である。

(2) 農村に必要な機能を備えた空間の保全と形成

農村に必要な機能を備えた景観を保全、形成するためには、「人間の生存に必要な機能」、「快適に生きるための機能」の視点から、自覚的に景観要素のもつ意味をとらえ、評価し、地域資源を生かしながら、自然と共生する環境づくりを進めるなどの取組を行うことが必要である。

例えば、広大な畑地における樹木は、農作業の休息空間としての役割や鳥類や昆虫などのネットワークの中継点としての役割、自分の位置を特定する目印としての役割などがあるが、このように、農村景観を構成する要素が人間にとって持つ意味を考えることにより、その美しさがどこから発現されるものなのか理解した上で、樹木の保全や事業に伴う植樹など景観の保全、形成を図ることが重要である。

北海道美瑛町の畑作景観

食料を生産している畑作景観、山を背景とした眺望の良さ、1本の木が人間の活動に休息の場を与えている景観、畑作の境界によりヒューマンスケールを保った景観など、農村に求められる機能を備えた景観であることが美しさの根底にある。また、造形的には、山と樹木、農地の起伏により遠近感がある空間となっている。



千葉県鴨川市の棚田景観

食料を生産している水田景観、生物の多様性を予感させる空間、地形を上手に活用し自然と調和した水田の区画形状、人間の生活を示す集落がある景観など、人間の生存に必要な機能を持った景観となっている。

また、造形的には、等高線に沿った水田区画のパターンや自然と二次的自然により構成され、異質物が存在しない景観などの特徴がある。

* 1 アップルトンの「眺望－隠れ場所理論」＝生物的に必要な機能 (Appleton J. (1975))

英国の心理学者であるアップルトンは、「人間が環境から美的な満足感を受け取るのは、その環境が生息するのに適した場所であることを象徴的に表現している」ことから、人間が生きられる景観として「危険が回避できる場」、すなわち、「隠れ場と眺望がある場」を持つ景観を人間が美しいと感じるとする考え方を提唱。

* 2 アメニティ＝快適に生きるための機能

アメニティとは、生活環境の快適性向上の目標概念として「地域が保有する様々な地域資源を生かしながら、住民の住みやすさ、暮らしやすさの質的向上を目指すとともに、自然と共存、共生を図るような環境づくりの理念」を示す。快適に生きるための機能を備えた生活環境は、アメニティを実現した環境としてとらえることができる。

第4章 景観配慮対策の進め方

4. 1 景観配慮対策の進め方

美しい農村景観を保全、形成するためには、農村に必要な機能を把握し、地域の基本構想に反映させるとともに、造形的な手法を用いて、農地、農業水利施設等の整備を進めることが重要である。

また、景観との調和に配慮した農業農村整備事業の実施に当たっては、調査の実施、基本構想、景観配慮計画の策定、景観設計の各段階において、地域住民の参加を得て、景観配慮対策の検討を進める必要がある。

【解説】

1. 基本的な考え方

農業農村整備事業においては、農業の持続的な発展や農村生活の利便性の向上を目的に整備が行われてきた。

景観との調和に配慮した事業の推進に当たっては、従来、事業で行ってきた整備内容の検討とともに、農村に必要な機能の整備として、人間の生存に必要な機能という視点に加え、より快適に生きるという視点から、整備内容を検討することが必要となる。

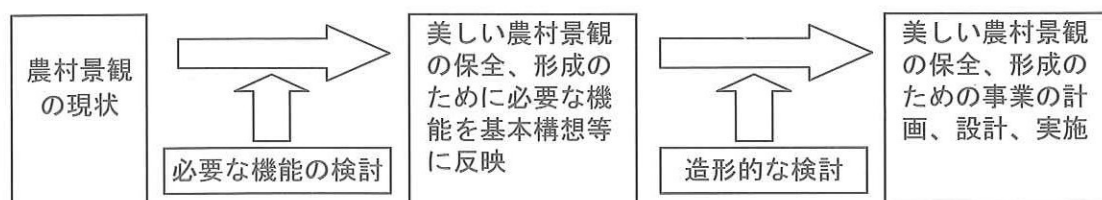
また、こうした機能を備えた上で、農村空間を構成している要素間において、形、色彩、素材などについて、造形的な視点からの調和を図る必要がある。

2. 景観配慮対策の検討の進め方

景観配慮対策を進めるためには、事業の基本構想の段階において、人間の生存に必要な機能と快適に生きるための機能の視点から農村で必要としている機能を検討し、地域の方向性を見出すことが必要である。

次に、整備対象を含めた景観構成要素の造形的な調和を図るため、計画の段階において、「図」と「地」の観点から整備対象の景観上の役割を検討し、融合又は対比による調和方針を定めるなどの検討を行い、その上で景観設計及び整備を行うことが重要である。

なお、このような検討を進める上では、農地（面的な広がり）、農業用排水路・農道（線的な連続性）、頭首工・用排水機場（点的な施設）などの整備対象の特徴を踏まえて調査、計画、設計を行う必要がある。



【参考資料】農村景観の美しさをとらえる視点を生かしたほ場整備の実施イメージ

地域の農村景観を構成する要素が持つ意味を十分に理解し、「農村景観の美しさをとらえる視点」を活かした景観の保全、形成を行うことが重要である。

【『農村に必要な機能』を活かした農村景観の保全、形成】

【ほ場整備の構想】

社会、経済的に農業生産上必要とする機能について検討し、ほ場整備において整備すべき事項、方針を検討

【『農村に必要な機能』の視点から、農村景観の保全、形成のための検討】

景観の保全、形成に向け、農村に必要な機能（あるいは必要と感じる機能）について、人間の生存に必要な機能、快適に生きるための機能の視点から検討し、ほ場整備で配慮すべき事項を抽出

<人間の生存に必要な機能の視点>

安全性：安全な空間か

多様性：多様な生物が生息できる空間か

安心性：周辺環境を一望できて自分の位置が確認できる空間か

<快適に生きるための機能の視点>

安息性：ほ場内に憩える空間があるか

歴史性：地域の歴史を感じる水田景観であるか

利便性：小休憩、散歩、親水等の使い良さはあるか

【樹木、緑地の構想】

- ・ほ場整備の区画境界に休息空間として樹木を植樹
- ・生態系の保全のため、鎮守の森を中心に緑地空間を創設

【『造形的な視点』を活かした農村景観の保全、形成】

【造形的な手法による景観の保全、形成の検討】

景観の保全、形成に向け造形的手法を用いて、農業農村整備事業等の整備対象の計画、設計を実施

【ほ場整備の計画、設計】

<空間的調和の視点>

統一感：区画形状にパターンの統一感が図れているか

アクセント：景観のアクセントとしての植栽の配置や樹高になっているか

視認性：鎮守の森の視認性は確保されているか

<時間的調和の視点>

季節変化：周辺植生の季節的变化に調和した樹種になっているか

経年変化：エージングに配慮した素材が選択されているか

【ほ場整備事業の中での樹林、緑地の整備】



ほ場整備を行う際に、農道沿いに樹木を配置したことにより、広い田園の中に休憩できる場所を創出するとともに、自分の存在位置を明確にし、安心感のある景観を形成



鎮守の森を中心に生態系保全のための緑地を創出したことにより、精神的よりどころとしての機能に加え、生態系保全の場として人々に安心感を与える景観を形成

第5章 調査

5. 1 調査の進め方

調査では、地域の景観要素やデザインコードなど地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を行うため、整備対象を含む地域を対象とした基礎調査と、整備対象の周辺を対象とする詳細調査を段階的に実施する。

【解説】

1. 調査の目的

調査では、地域の景観特性やデザインコード等を把握し、整備対象の景観への影響を把握するなど、将来の地域景観の保全、形成の方向性等を検討するために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

2. 調査の手順

(1) 基礎調査

基礎調査では、地域のまとまりを踏まえ、事業を実施する区域を含む地域を調査対象として、大景観～中景観における地域の景観構成要素、デザインコードなどの情報を、既存の文献や、地域住民へのアンケート、聞き取りなどにより収集し、地域景観特性を把握する。

(2) 詳細調査

詳細調査では、基礎調査における地域景観特性を踏まえて、整備対象の周辺を対象として、中景観～小景観における景観要素、デザインコードなどの情報を現地踏査等により収集し、景観特性の把握及び事業による景観への影響の把握を行う。

3. 調査における留意点

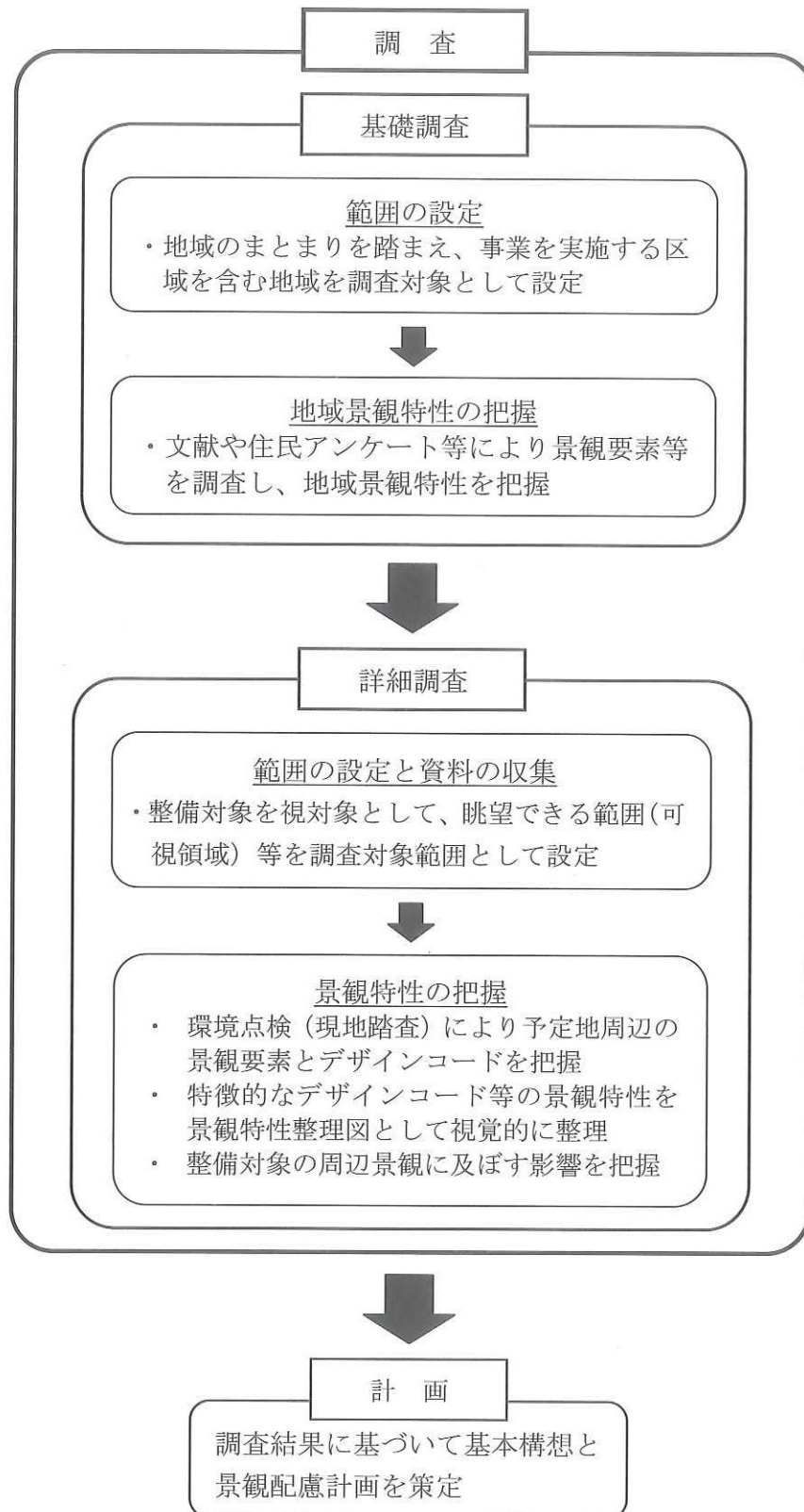
調査の初期段階から地域住民が参加し、地域住民により地域の景観特性の再認識が行われるよう促すとともに、学識経験者や専門家との十分な連携を図りながら調査を進めていくことが重要である。

また、景観に関する情報は、

- ① 気象や季節等、時間的な変化を伴うものが多いこと
- ② 物的情報に人文情報が複合的に絡まり、視覚ではとらえられない意味のある空間を形成していること
- ③ 視点と視対象の関係によっては情報が変化すること

を常に意識して調査を実施することが必要である。

【調査のフロー】



第6章 計画

6. 1 計画の進め方

計画段階では、調査において把握された地域景観特性等を踏まえ、住民参加による合意形成を通じて、基本構想、景観配慮計画の策定を段階的に進める。

【解説】

1. 計画策定の目的

計画策定の目的は、調査において把握された地域景観特性等を踏まえ、美しい農村景観の保全、形成を図るため、地域の景観保全の方向性を明らかにした上で、整備対象が周辺景観と調和するよう景観配慮対策の方針を定めることである。

2. 計画策定の手順

計画は、地域全体の景観配慮の方針となる「基本構想」と整備対象の景観配慮対策の方針となる「景観配慮計画」からなり、基本的にはそれぞれ基礎調査及び詳細調査を踏まえて段階的に策定する。

(1) 基本構想

基本構想の策定では、地域のまとまりを踏まえ事業の実施区域を含む地域を対象に、主として基礎調査において把握された地域景観特性等から、地域が目指す将来の地域景観の姿及びその基本的な考え方となる景観保全目標を定めるとともに、景観に配慮する区域を設定し、区域ごとの役割、配慮の方向を明らかにする。

基本構想は、整備対象の景観配慮計画の上位計画として地域全体を視野にのいた構想となっていることが重要である。

(2) 景観配慮計画

景観配慮計画は、基本構想で設定された景観に配慮する区域に係る整備対象と、その可視領域を対象として策定する。

また、詳細調査によって得られたデザインコードなどの景観特性、事業による影響の把握等を踏まえ、周辺景観に対する整備対象の影響を検討し、景観設計を検討するための景観配慮方針を定める。

3. 計画策定の留意点

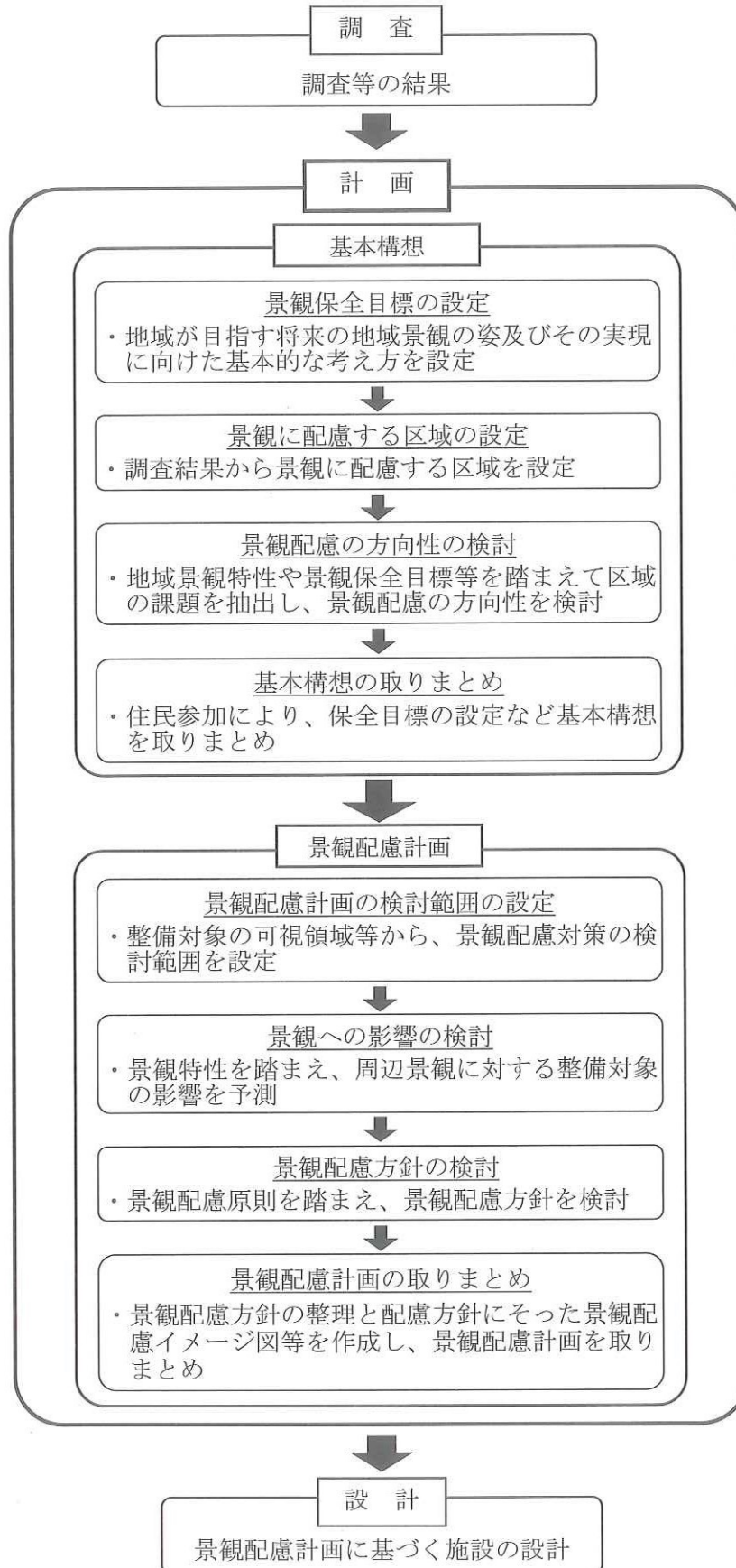
(1) 住民参加による計画策定

美しい景観は、その地域の住民を中心とした管理によって維持されることから、景観配慮に係る計画は、住民参加を通じて策定されることが重要である。住民の考えを計画に反映するために、ワークショップ等において景観シミュレーション等の手法を用いて景観の予測と利用方法を検討するとともに、実現可能な維持管理の方法や体制について、合意形成を進めていくことが必要である。

(2) 計画策定過程の記録

基本構想及び景観配慮計画の取りまとめに当たっては、最終的な計画内容だけでなく、景観配慮対策の内容が絞り込まれていった過程についても記録し、設計、施工の円滑な推進につなげるとともに、設計段階でのフィードバックや継続的な維持管理、景観保全活動への布石として活用することが重要である。

【 計画策定のフロー 】



第7章 設計、施工及び維持管理

7. 1 設計の進め方

景観配慮方針に基づき、デザインコード等を手掛かりとして整備対象の景観設計を進め、具体的な設計案を作成する。さらに、地域住民や専門家等とともに予測画像等を用いて周辺の景観構成要素との調和を検討し、維持管理方法等も含め総合検討を行った上で最終的な景観設計案を決定する。

【解説】

1. 設計の目的

設計では、整備対象の基本的な性能としての機能性（利便性や効率性など）、経済性、安全性、維持管理の容易さ等とともに、周辺景観との調和への配慮を同時に検討する。

景観設計では、山並みや河川、集落といった周辺の景観構成要素と整備対象の調和を図るため、景観配慮方針に基づき、規模・配置などを空間的な関係や時間的な観点から検討した上で、整備対象自体の形、色彩、素材等の細部を検討し、より洗練されたデザインとすることを目的とする。

2. 設計の手順

(1) 景観設計

① 景観設計の検討

景観配慮方針に基づき、基礎調査で収集した地域の特徴的な景観要素やデザインコード、詳細調査で収集した整備対象周辺の景観構成要素やデザインコード等を手掛かりとして、空間的な関係及び時間的な経過の観点から設計を検討する。

また、景観配慮方針及び空間的、時間的な検討を踏まえて、デザインコントロールとして整備対象の規模・配置及び整備対象自体の形、色彩、素材など景観設計要素を検討する。

② 景観設計案の作成

地域住民、専門家等の意見を踏まえて、複数の視点場からの見え方を想定し、複数の景観設計案を作成する。また、必要に応じて景観予測資料を作成することを検討する。

(2) 景観設計案の決定

① 比較検討と絞り込み

地域住民や専門家等とともに景観設計案の予測画像等により、機能性、経済性、安全性、維持管理の容易さ、景観配慮の効果等を比較検討し、少数の有力案への絞り込みを行う。

② 最終案の決定と地域住民の合意形成

絞り込まれた有力案を基本に、景観に関する地域の協議会等を開催し、地域住民や専門家等の意見を取り入れながら、施工に向けた景観設計案を決定する。

また、地域住民に最終案が決定されるまでの経緯を説明し合意形成を醸成することも重要である。

3. 設計の留意点

基本構想における景観保全目標や景観配慮区域の方向性を踏まえ、整備対象が地域住民にどのように見られるかということを常に念頭に置いて、設計を行うことが重要である。

また、設計上工夫することによって、整備対象に新たな意味付けを付加し、調和を図ることが可能な場合もあることについて留意する。

4. 施工

施工段階において景観設計の意図が的確に反映されるよう、設計者は、実施設計図面等へ丁寧な記載を行うとともに、景観配慮のための施工指針を取りまとめ、関係者間で周知徹底を行う。

5. 維持管理

整備後の維持管理では、経年変化に伴う景観の劣化を防ぐことを目的として、施設管理者が住民、行政等と連携し、地域的な取組により適切な維持管理を行う。

参考資料

参考資料は、「農業農村整備事業の景観配慮の手引き」の理解を深めるため、本編で紹介した内容について、さらに農村景観の写真や取組事例を用いて補足・解説したものである。

具体的には、農村景観の美しさのとらえ方や景観配慮のための調査、計画、設計等における検討項目について、各地の景観の写真を用いて考え方を解説するとともに、景観配慮対策を進める上で参考となる住民参加の手法や景観シミュレーションの手法などを紹介している。また、景観配慮計画等を作成するに当たり、具体的な検討事項や作業の流れの理解の一助となるよう、取組事例を紹介することとした。

最後に、景観に関する最近の情報として、平成16年6月に制定された「景観法」の概要について紹介するとともに、景観計画の作成に当たり参考となる事例を掲載している。

目次

【解説編】

■ 農村に必要な機能と造形的な調和	120
■ 景観のとらえ方	124
■ 景観配慮の基本原則	130
■ 景観調和の方針―「主役と脇役」と「融合調和と対比調和」―	133
■ 住民参加による景観配慮の進め方	135
■ 景観における「用」、「強」、「美」	138
■ 景観への影響の把握	139
■ 景観に配慮する区域の設定	143

【事例編】

■ 景観配慮方針の検討の事例	144
■ 景観設計要素の検討の事例	146
■ 総合的施策の推進の事例	148
■ 景観配慮計画の策定の事例	150

【景観法の概要と取組事例】

■ 景観法の概要	157
■ 景観法に基づいた景観計画	159